

受付印 年 月 日 千葉県自動車税事務所長 様	申 請 者 (納 税 義 務 者)	住 所 又 は 所 在 地	〒
		ふりがな	
		氏名又は名称 及び代表者氏名	印
		電 話	()

自動車税の減免に該当しなくなったことの申告書

千葉県県税条例第80条第8項の規定により、次のとおり申告します。

自動車登録番号											登 録 年 月 日	年 月 日
車 台 番 号												
減 免 の 種 類 いずれかに 印をする	1. 身体障害者用の自動車 2. 身体障害者等用構造自動車 3. 教習用自動車 4. 公益用自動車 (1) 集団結核検診用自動車 (2) 社会事業用自動車 (3) 防火・防犯・交通安全事業用自動車 (4) 土地改良・健康保険・国民健康保険事業用自動車 (5) その他公益事業用自動車											
減 免 に 該 当 し な く な っ た 事 由												
減 免 に 該 当 し な く な っ た 年 月 日	年 月 日											

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

身体障害者等の減免に該当しなくなったことの申告書提出時の添付書類

減免に該当しなくなった場合は、『自動車税の減免に該当しなくなったことの申告書』とあわせて、以下の事由区分に従い必要書類を添付の上、お近くの県税事務所にて手続きしてください。

なお、申告の際には、納税義務者の方の認印を持参してください。

事由区分（身体障害者等の減免）	必要書類
1 身体障害者等又は生計同一者が死亡した場合	身体障害者手帳等（市町村へ返還済みの場合は不要） 死亡診断書の写し又は住民票除票等 車検証の写し
2 身体障害者等又は生計同一者が転居した場合	身体障害者手帳等 転居した者の住民票又は住民票除票 車検証の写し
3 身体障害者等の入院・施設への入所により身体障害者等の乗用のために自動車を使用しなくなった場合	身体障害者手帳等 車検証の写し 入院（入所）先で発行する入院（入所）日の確認できる書類
4 障害の級別、程度又は状態が変わり、減免の要件に該当しなくなった場合	身体障害者手帳等又は手帳返納証明書 車検証の写し
5 車両が、自動車リサイクル法に基づいた使用済自動車の引取り、又は滅失、解体、用途廃止、盗難により使用できなくなった場合	身体障害者手帳等 車検証の写し（解体等により車検証がない場合は不要） 課税除外又は盗難による課税保留対象自動車である旨の申立書 課税除外又は課税保留の申立て手続きについては、別途県税事務所へお問い合わせください。
6 減免申請時の運転者の運転免許証返納・取消・失効により自動車を運転できる者がいなくなった場合	身体障害者手帳等 車検証の写し 次のいずれかの書類 （ア）運転免許証の自主返納の場合 千葉県公安委員会が交付する「申請による運転免許の取消通知書」 （イ）交通違反による運転免許証取消の場合 「運転免許証取消処分書」 （ウ）運転免許証の有効期限失効の場合 失効後の運転免許証の写し又は運転免許証更新のお知らせハガキ等の有効期限が分かる書類
7 家族所有の車両で減免を受けていた場合において、身体障害者等が初めて自分名義の車両を取得し、本人所有本人運転で申請する場合（取得時に限る）	身体障害者手帳等 減免を受けていた自動車の車検証の写し 本人所有運転による減免申請書（記入・押印願います。） 新たに減免を受ける自動車の車検証の写し 身体障害者本人の運転免許証の写し
8 上記の理由なく自主的に減免を受けない申告をする場合	身体障害者手帳等 車検証の写し 【注】 左記8による申告をした場合、当該車両を抹消又は移転登録しない限り、別車両による減免申請はできません。